

話すのは「裁判員制度はいらない」（講談社+a文庫）の著者、高山俊吉弁護士だ。何が問題なのか。

「法案審理前、政府は自民党に『思想信条』によって辞退できる場合を政令で定めると約束していました。国会でも小泉総理は『個人の思想や良心の自由、信教の自由など憲法が保障する権利を侵すことは許されない』と述べていました。ところが、政府は裁判員の選任手続きの『やむを得ない辞退理由』の政令案に、思想信条を理由とする辞退を明記しませんでした。もし宗教家の辞退を認めてしまったら、蟻の穴から堤が崩れるように、制度が崩壊してしまうからです。」

宗教者の役目はたとえ悪を働いた人でも救済を説くことだと思えますが、世の中にはいろいろな立場の人がいるのがいいのに、裁判員制度では全員同じく裁く立場に立てと言っています。教誨師の人が死刑判決に加わらなければならぬという矛盾も生まれます。欧米でも陪審

制や参審制はありますが、思想信条による辞退が広く認められていますし、第一、先進国の多くには死刑制度はありません。

宗教家の方には自分は一国民だから国の制度に従うなどとは言わないでほしい。制度に納得できなければいくらでも廃止や改革を訴えられます。四月二十一日には「裁判員制度はいらないノ 大運動」の主催で、裁判員制度実施を阻止するデモを行います。呼びかけ人の中には作家の玄侑宗久師や浄土真宗本願寺派明円寺の大分哲照住職もいます。ぜひ声を上げてください。」

### 開かれた司法ではないのか

さらに、高山弁護士は裁判員制度は義務で縛られる怖い制度だという。

「裁判員制度がいくら『国民の権利』と言っても、そうではないことはアメリカの陪審制と比べれば分かります。まず、被告人は陪審制を自由に断れますが、裁判員裁判は断れません。同時に裁判員就

### 「宗教家よせこころをこころに」

「裁判員制度は信仰という人間の最も深い部分に踏み込む制度です。宗教家の方はもともとノーと言っていたいただきたい」と

任は極めて限られた場合しか辞退できないのに対し、陪審員は辞退が広範囲に認められます。自由に選べないものは権利ではなく納税と同じで義務に過ぎません。「権力（国）は間違った判断をするから、厳しく監視すべき」というのが陪審制の思想です。陪審員が戦うのは権力に対してですが、日本の場合は被告人と裁判員という義務で逃れられない国民同士が戦い合うことになってしまふのです。

陪審制は被告を権力から守るためにありますが、裁判員制度では被告は不利になります。裁判員裁判は多数決で結論を出しますが、陪審制はごく一部の州を除いて、全員一致でないと言罪を言い渡せません。国民の視点を大事にすると言うわりに、裁判員はお飾りに過ぎないのも問題です。裁判員が参加するのは一審のみですが、陪審制では無罪判決への検察官の控訴は認められません」

だが、国民の目が入れば開かれた司法となり、冤罪なども減るのではないか。

「本当に開かれた裁判になるのか疑問です。裁判員制度では公判前整理手続きが行われます。裁判員に負担をかけないための説明で、非公開の場所であらかじめ筋道を立ててしまうのです。誰もが裁判の進行を見守れる、という裁判公開の憲法原則が無視されます。」

不公平な裁判をするおそれあり、と裁判所が判断した者を排除できるのも問題です。選ばれるのは死刑判決は仕方ないと考える人ばかりになってしまいます。

司法制度改革審議会の議事録を読めば分かりますが、裁判所は市民の能力に期待などしていませんでした。「市民に裁判は無理だ」と言っていたのに、その舌の根も渴かない短期間で導入が決まり、「私の視点、私の感覚でいい」となりました。これはなぜか。国は国民の能力に期待はしないが、国民が参加して決めた裁判の結果なら、批判は少なくなると考えたからでしょう。今後、国が過ちを犯しても、ますます言い逃れができるよう

になってしまふとおそれています。国民にお互いを監視させたいという狙いもあります。これは戦時中と同じです」